

日本化学会北海道支部優秀講演賞・優秀ポスター賞表彰規定

(平成18年9月27日幹事会議決)

(平成19年2月14日幹事会議決)

(平成19年11月21日幹事会議決)

1. 日本化学会北海道支部に「日本化学会北海道支部優秀講演賞・優秀ポスター賞」を置く。
2. 「日本化学会北海道支部優秀講演賞」は、日本化学会北海道支部研究発表会において優秀な講演を行った化学会の学生会員および発表時点で申し込み済みである学生会員に授与する。
「日本化学会北海道支部優秀ポスター賞」は、日本化学会北海道支部研究発表会において優秀なポスター発表を行った化学会の学生会員および発表時点で申し込み済みである学生会員に授与する。
3. 講演奨励賞とポスター奨励賞表彰の件数は、それぞれ対象となる発表件数の30%程度とする。
4. 受賞候補者選考のため、日本化学会北海道支部優秀講演賞・優秀ポスター賞選考委員会を置く。
5. 選考委員は、当該年度の日本化学会北海道支部会員の中から数名に委嘱する。
6. 選考は、(1)日本化学会北海道支部優秀講演賞・優秀ポスター賞選考委員、(2)日本化学会北海道支部優秀講演賞・優秀ポスター賞選考委員より推薦された正会員、(3)座長、の投票に基づき行う。
7. 選考委員会からの推薦により受賞者を幹事会において決定する。
8. 受賞者には、賞状を授与する。また会誌「化学と工業」に受賞の講演題名、氏名、所属を公表する。

付則 この規定は、平成20年 4月 1日より施行する。